



鴨川市告示第 138 号

鴨川農業振興地域整備計画の変更について

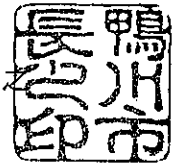
農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項の規定により鴨川農業振興地域整備計画を変更するので、同条第 4 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、令和 8 年 9 月 24 日までに、市にこれを提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有するものは、当該農用地利用計画の変更案に対して異議あるときは、令和 8 年 9 月 9 日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して 15 日以内に市に申し出ることができる。

令和 8 年 8 月 10 日

鴨川市長 佐々木 久



記

1 縦覧に供する書類の名称

鴨川農業振興地域整備計画変更案及び変更理由書

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 8 月 10 日 （注：公告年月日）

至 令和 8 年 9 月 9 日 （注：公告年月日の翌日から起算して 30 日目の日
（土日休日等閉庁の場合直後の開庁日）

3 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所及び意見の提出先並びに異議の申出先

千葉県鴨川市横渚 1450 番地

鴨川市役所 農林水産課

4 その他

農業振興地域整備計画の変更案に対する意見の提出及び異議の申出は書面によることとする。

農業振興地域整備計画の変更案に対して提出された意見については、要旨を取りまとめ、処理結果を公告するものとする。